

中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会
第4回議事録

中小企業庁事業環境部企画課

中小企業政策審議会第4回“ちいさな企業”未来部会
議事次第

日時：平成24年11月22日（木）16:00～17:51

場所：経済産業省本館2階東1～3 共用会議室

議事

1. 未来部会での議論の概要と今後検討を深めるべきポイントについて
 - (1) 第1～3回未来部会における委員からの主な指摘事項について
 - (2) 未来部会におけるこれまでの論点整理について

2. その他

○蓮井企画課長 すみません。まだ、二、三お見えになってらっしゃらない方がおられますけれども、定刻になりましたので、ただいまより「中小企業政策審議会」第4回「“ちいさな企業”未来部会」を開催いたします。本日は御多忙のところ、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、これ以降の進行につきましては、川田部会長にお願いしたいと思います。

○川田部会長 皆さん、こんにちは。

早速でございますが、本日の議題に入りたいと思います。議事の円滑な運営に向けまして、御協力よろしくをお願いいたします。

本日は、議事次第にありますとおり、未来部会での議論の概要と今後検討を深めるべきポイントにつきまして、議論を進めてまいりたいと思います。

まず、資料3でございますが、「第1～3回未来部会における委員からの主な指摘事項について」。資料4でございますが、「未来部会におけるこれまでの論点整理（案）」に関して、事務局から説明を受けた上で、議論を進めてまいりたいと思います。

資料3に関しましては、これまで未来部会で委員の皆様から御指摘いただきました主な事項につきまして、検討状況及び今後の検討の方向性について記載をしておりますので、今後の検討の方向性について議論を進めてまいりたいと考えております。

資料4に関しましては、未来会議及び未来部会において、委員の皆様から御指摘いただきました主な事項につきまして、論点をまとめておりますので、その論点につきまして、議論を進めてまいりたいと思います。そういう中身で検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、事務局より資料3につきまして、説明をお願いいたしたいと思っております。

では、事務局、よろしくどうぞ。

○蓮井企画課長 それでは、お手元の資料3、横長の紙、「第1～3回未来部会における委員からの主な指摘事項について」御説明を申し上げます。

開いていただきまして、1ページ目でございますけれども、全体の素描でございます。1～9までが、実は未来会議の取りまとめに沿った項目でございます。それに基づく各部会における委員の皆様からの御意見等をまとめて、さらに、それについての検討状況等についてまとめた紙でございます。

2ページ目以降から御説明に入らせていただきたいと思います。

まず、2ページ目、「中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置づけ」でございます。これは後ほど資料4でも御説明いたしますので、簡単に御説明しますが、指摘事項といたしまして、成長指向型の企業と地域需要創出型と企業の区別は大事である。従業員数の基準について、経済情勢が変化しているので、以前よりも従業員数は多めにしてほしい。勤務形態の多様化等もございまして、従業員の定義に関する見直しは慎重に行うべき。4番目としましては、資本の充実を図る必要があるもので、将来を見据えた判断をしてほしい。さらに、ここでは記載が落ちているのですが、小規模から中規模への成長支援と

いうものが重要だという御指摘もございました。5番目といたしまして、小規模の定義について、企業の年数や事業承継の段階、業態転換の時期等を基準として入れられないかという御指摘。6番目、NPOを中小企業基本法の対象とすべきか検討すべきといった御指摘があったところでございます。

こちらにつきましては、先ほど申し上げた資料4というところで、法制的な論点を主に検討しておりますので、そちらで御説明したいと思います。

3ページ目、経営支援体制の中の「知識サポート」の抜本的強化という項目についてでございます。委員の皆様からの御指摘といたしましては、まず1つ目、さまざまな支援機関がばらばらで、どこにどういう情報があるのか、小規模企業には探す余裕がない。2つ目として、相談窓口をチョイスできるようにしてほしい。3つ目、特に企業としてワンストップで支援を受けられるように、さまざまな協力機関をあっせんもしてもらっているけれども、その意味で知識サポートプラットフォームに期待しているという御意見。4つ目といたしまして、地域格差が大きく、都市部に人材が集中していることを考えると、1カ所のサイトにどういうアドバイスをしている方がどこにいるのかが載っていることは、極めて有意義だという御意見。5番目が、知識サポートというのは谷間に落ちてはいけないので、チームで支援すべき。さらに、継続性のあるサポートが必要だということ。6点目といたしまして、支援機関のレーティングにつきましては、顧客の判断次第で変動するので、客観的な格付は難しい。「見える化」等については、現実的に困難ではないかという御指摘もあったところでございます。

こうした点につきましては、下に検討の方向性、状況等を書いておりましたが、法制的な論点は後ほど資料4で御説明するとして、①～④につきましては、本事業において、中小・小規模企業に関する政策情報をワンストップで提供する機能、あるいは経営者と専門家、先輩経営者とのマッチング機能を備える方向で検討を進めているところでございます。

なお、5番目の御指摘、チーム対応、継続という話につきましては、「中小企業経営力強化支援法」という法律がこの8月に策定されました。後ほど御説明しますが、こちらの中で、専門家とチームを組んで中小企業に対する専門性の高い支援を行う体制を整備しているところでございます。

6番目のレーティングにつきましては、非常に難しい問題という認識をしておりますけれども、地方において中小企業者の皆様方から、相談したい案件について、どこに相談していかかわらなかった、そのためできなかったという声も多数に上っておりますので、どういう形でレーティングできるかの制度構築について、検討を進めたいと考えております。

続きまして、同じ「知識サポート」の4ページ目でございます。引き続き御指摘の事項でございますが、こちらはどちらかという主体的な面等について、あるいは中身についての指摘でございます。知識プラットフォームの実施地域とそうでない地域の間での開業率等の差を調査し、それがプラスであれば、そこに集中的な支援をすべきではないかとい

う御指摘。8番目は、インターネット上で全てマッチングというのは極めて困難であり、対面でのきめ細かな対応が必要だということ。9番目として、その対面の場として200カ所では少ないのではないかという御指摘。さらに、10番目として、商工会、商工会議所等の既存の団体と知識プラットフォームが連携できるような、費用のかからない施策を考えてほしいという御指摘。11番目、起業・創業や第二創業時の知識サポートといたしまして、全国中央会などを絡ませるとよいのではないかという御指摘がございました。

これにつきましては、下にございますように、7番のような御指摘について、ユーザー満足度調査などを実施したいということを考えておりますし、8番目や9番目のような膝詰めマッチング等につきましては、まさに膝詰め相談するような場所として200カ所を設置したいとございますが、これは支援機関のネットワーク等も想定しており、200カ所に限られるわけではない。相談できる支援機関自体は認定支援機関を初めとする200カ所を超える支援機関等が行うことができるということでございます。

なお、10番目や11番目につきましては、知識サポート・経営改革プラットフォームにつきまして、意欲と能力のある商工会議所にも積極的に御参加いただきたいと考えております。

5ページ目でございますが、さらに知識サポートについて、こちらはどちらかというところ、このサポートにどういったものを載せるかという中身のコンテンツの話が中心でございます。多くの中小企業者が国の支援制度をあまり御存じないので、PRをしっかりとすべきだという御指摘。他方、ネット上では情報があふれ過ぎているので、真に必要な情報にすべきだという御指摘。14番目は、国と地方の施策が比較できるようにすべき。15番目といたしまして、大手企業との協力、地方自治体同士の連携・情報共有の支援。16番目以降は、知識サポートプラットフォームに載せる情報的なものとして、経営塾をつくって、経営者に経営能力を高めていただく仕組みをつくるべきではないか。17番目といたしましては、M&Aや事業承継に関する情報の共有。18番目では、海外販路に関する情報。19番目にありますように、下請企業を強くするといったことについても貢献すべきではないか。20番目といたしまして、中小企業の金融円滑化法の終了に向けた政策と知識プラットフォームを関連づけて考えるべきではないかという御指摘がございました。

こういったものにつきまして、今回の事業におきましては、さまざまな政策情報をワンストップ提供ということを考えておるということで、御提案いただいたような国と地方公共団体との施策の比較のような形での情報提供ですとか、国と地方自治体との連携についても検討したいと考えておりますし、載せるべき情報の中身といたしましても、御指摘を踏まえて創業・起業、M&A、事業承継、海外展開等の情報も入れられないか。さらに、下請の体質強化に向けた活用も検討していく。加えまして、中小企業の資金調達円滑化にも資するよう、前向きな仕事づくりに貢献できる形での知識サポートプラットフォームの構築を図っていきたいと考えております。

長くなりましたが、3番目が「人材」でございます。人材についての部会での御指摘事

項でございますが、日本では新卒で大企業に入らなければキャリアアップが困難だということで、新卒で中小企業に入ってもキャリアアップできるようにする必要があります。主婦向けインターンシップのみならず、大学生、高校生の人材確保の支援策の検討。若手人材確保の取組状況で、4割が就職とありましたが、残りの6割についての視点が重要であること。さらに、中小企業からのアプローチは難しゅうございますので、大学側から積極的にアプローチしたらどうかという御指摘でございました。

これにつきましては、①についてでございますが、現在実施中の「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」の中で、若手従業員に対するスキルアップ事業を合同で行う等を行っております。こういったものを通じまして、中小企業でキャリアアップできる仕組みを定着させていきたい。さらに、2番目、3番目につきましては、先ほど申し上げた新卒者の応援プロジェクトを1万5,000人規模で実施しておりますが、この成果の検証を行いつつ、さらに全国的に大規模展開する方策を検討したいということでございます。4番目につきましては、各地で人材確保・定着支援を行っていますが、その際、文部科学省から大学に対し、本事業に取り組む中小企業団体との連携協力の依頼を行っているところでございます。

7ページ目でございますけれども、4番目の「販路開拓・取引関係」という項目の海外展開についてでございます。御指摘の事項につきましては、中小企業が海外展開するために人材の育成支援をすべき。また、政府が積極的に新興国の法制に関与する等の日本の中小企業が海外に進出しやすいアプローチをすべきではないか。さらに、海外商慣習やビジネス知識の情報についての支援。3番目といたしまして、海外展開の成功・失敗事例の情報を提供すべきだという点。さらに、海外からの買い注文を受けるサイトを設けるべきではないかという御指摘ですとか、海外の小規模企業を日本国内に呼び込む施策も検討すべきという御指摘もございました。

これらにつきまして、ここに書いてございますように、専門人材の招聘による中小企業の社内人材の育成への支援。また、若手社会人や学生等の政府系インフラ機関への派遣等を行う。さらに、来年度の概算要求におきまして、タイ・ベトナム等における日系中小企業の海外における高度人材の確保の支援事業を要求しているところでございます。また、2番目の御要請につきましては、JETROにおけるさまざまな海外ビジネスの基礎情報、さらに外資規制、インフラ整備等の情報提供を行っているところでございます。3番目、4番目につきましては、知識サポートプラットフォームの中で、こういった官民の支援機関と連携した情報を提供するような構築事業を予算要求しているところでございます。

なお、5番目、海外の小規模企業を日本国内に呼び込む施策につきましては、グローバル企業の誘致施策というものを現在展開しているところでございまして、これを通じた新事業創出、就業機会の拡大を図りたいと考えております。

8ページ目でございます。「販路開拓・取引関係」のうちの2つ目、3つ目、下請取引の適正化並びに下請企業の振興対応でございます。特に2番目でございますように、下請

振興につきまして、どのように既存の技術を生かして他の企業と連携するかということが重要だという御指摘。その際、下請企業の教育コストを担保するような取引というものが親企業との間で考えられないかという御指摘。

一方、下請取引の適正化の観点では、事故の労災申請等でも、本来、元請けの労災を使うべきであっても使えないようなこともあるので、そういった適切な運用がされていないことについて改善をお願いしたいという点。下請の問題もまず大企業の経営者に実態を知ってもらうことが重要だということでした。

下請中小企業の振興方策については、資料4で後ほど御説明したいと思っておりますが、教育コスト等の担保といった③のような点につきましては、下請振興法に基づく「下請振興基準」の一般的な基準を示しているところでございますが、加えまして、社員教育について、厚生労働省におけるキャリア形成促進の助成金などの支援措置なども活用するといったことも考えられるわけでございます。4番目につきましても、下請かけこみ寺等への相談実態も踏まえた関係省庁への働きかけも必要に応じ行ってまいりたいと思っております。

なお、5番目ですが、講習会の開催とともに、下請法の周知徹底、さらには業種別のガイドラインということで、望ましい取引事例等の普及啓発を図っていきたいと考えております。

9ページ目、「技術」でございますが、これは特に「ものづくりマイスター（仮称）」を今、要求しておりますが、これについての御質問等が多うございました。人材の確保の点、既存の認定制度との整合性、産学官連携などの地域横断的な交流の考慮。さらに、重要なのはマイスターをつくった後ではないかという御指摘でございます。

これにつきましては、まず最初の人材の確保について、厚労省で500人、経産省で500人を確保したいと思っております。その中で、経産省ではものづくりインストラクタースクール修了者等についてマイスターとして認定したいということです。さらに、その養成にも取り組んでいきたいと思っております。

2点目につきまして、高度熟練技能認定制度との関係については、今回のマイスター制度の認定要件を調整中でございますけれども、この御指摘を踏まえた認定要件をつくっていきたいと考えております。

3番目の産学官連携等につきましても、ここにございますように、地域の大学、高専、工業高校、企業等、あるいは技術者をつないだ人材育成のインフラとして捉えて、これをつないでそこを活用したものづくり人材育成の訓練等を実施するような取組を考えたいということでございますし、「ものづくりマイスター（仮称）」制度につきましては、中小・小規模企業単体のみならず、グループに対しても訪問していきたいと考えております。もちろん、マイスター制度自体は、次のマイスターとなる中堅技能工に対して、既にマイスターになった方が技能を伝承していくという制度でございます。

10ページ目が、事業承継でございます。こちらにつきましては、事業承継税制の雇用要

件、5年間で8割維持しろということについての使い勝手をよくするべきではないかという御指摘。さらに、事業承継した法人に対する資産税は、それほどかけてはいけないのではないか。事業承継税制を親族でない人にも使えるような部分について、そこまで無償とするのはいかなものかという御指摘。さらに、マネジメントバイアウトのような仕組みを中小企業でも柔軟に使えるようにしたらどうかという御指摘がございました。

こういった御指摘も含めまして、先ほど申し上げました雇用8割以上の確保要件等についての緩和等を含めた事業承継税制の要求等を行っているところでございますので、御要望を踏まえた形で要求し、実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

なお、11ページ目には、事業承継に関して、特に個人保証に関する御指摘もございましたので、これにつきましては、日本再生戦略に基づいて経営者本人の保証を限定的にする施策等について検討を進めているところでありまして、そのため、中小企業庁、金融庁共同で有識者から成る研究会を設置し、来年度以降、所要の施策を実施していきたいと考えております。

12ページ、「資金調達」でございます。これについては、努力する人が支援される仕組みをいかにつくっていくかということが重要だという御指摘、さらに動産担保の推進や債権譲渡禁止特約の効力を制限する等の取組は重要だという御指摘をいただいております。

まず、最初の例、努力した者が支援される仕組みにつきましては、今回、認定経営革新等支援機関という制度ができましたが、これを踏まえて、専門家の経営支援を受けている中小企業者に対する経営支援と一体となった融資制度を創設すべく検討を進めているところでございます。

2番目につきましては、既に売掛債権ですとか流動資産担保の融資についての保証制度はつくっているところでございますし、公共関係の工事に係る債権譲渡禁止特約の解除についての要請を行っているところでございます。あわせて、今、債権法の改正についても法務省の方で検討を進めているという状況でございます。

13ページ目でございますけれども、その中でも創業や成長のための最適の資金調達手段のあり方ということで、特に電子記録債権ですとかABLについての御指摘がございました。

中小企業に対する普及・啓発活動をすべきではないかといった御指摘でございますが、制度の法制的な面については後ほど御説明いたしますけれども、全国各地で既に電子記録債権についての普及・啓発を以下のように行っているところでございます。今後、この信用保証制度を通じた実務的な普及・啓発も進めていきたいと考えております。

14ページ目でございますが、小規模企業者の設備導入制度でございます。こちらにつきましては、見直しが必要だけれども、その後どのように小規模企業を支えるのか、類型ごとに考えるべきという御指摘をいただいております。これについては、資料4で御説明したいと思っております。

7番目、「若手・女性層による起業・創業の抜本的推進」でございますが、女性の起業については、男女の性別に着目するより、マイクロファイナンスの普及講座をしていくの

も一案ではないかという御指摘。さらに、女性の創業者のようなややマイノリティーに属するような方が相談できる場をつくったらどうかという御指摘がございました。

これらにつきましては、先ほど申し上げた未来補助金、後ほど出てまいります、女性・若者による起業・創業も対象とする制度の構築に取り組んでおります。さらに、起業・創業に関する融資の支援も積極的に行っているところでありまして、加えまして、先ほど来申し上げている知識サポート・経営改革プラットフォームの中で、女性起業家も含めて起業家が気軽に相談できるマッチング支援等を実施したいと思っております。地域のプラットフォーム、地域拠点においてもこういった女性の方々に気軽に御相談できるような場を提供していきたいと考えております。

16 ページ目でございます。その中の未来補助金についての御指摘が多うございました。審査の厳格化についての御指摘、成功事例を厚めに対象を絞り込んでいくべきではないかという御指摘。事業計画の支援規模について、事業計画ごとに決めるべきで、一律に金額で決めるべきではないのではないかという御指摘。さらに、金利を免除する補助金にした方が透明性が高いのではないかという御指摘がございました。

これらにつきましては、実務経験者を中心に審査委員を起用して審査能力を向上させて、厳格な審査を通過した事業計画を採択することを検討しているところでございますが、他方、認定支援機関や先輩経営者が共同申請者となって、継続的な支援を行うことによって、成功の蓋然性を高めるという仕組み。さらに、それによって他の団体の支援の呼び水を期待するというところで、正の循環につなげていきたいと考えているところでございます。

なお、3 番目につきましては、起業や創業スタイルに応じた補助上限、補助率の設定等を考えておりますし、少額の補助金の手続については、申請書類等の簡略化を検討したいと考えております。

4 番目につきましては、新規創業の個人等については、事業実績がないから融資対象となりにくいといった課題もございますので、金利に対する補助金ではなくて、事業計画実施に要する費用の一部を助成する制度で考えたいと思っております。

8 番目、「女性が働きやすい環境整備」でございますが、こちらにつきましては、特に保育所が少ないあるいは保育所に関する金銭面等の制約が厳しい。中小企業については企業内保育園がない。働く女性経営者支援のためのベビーシッターに預ける際の費用の一部軽減の仕組みですとか、さらには、柔軟な働き方、フレキシブルにするようにすべきではないか、そのための契約を結ぶという形ができないか。在宅就業するためのインターネット関係の情報管理の規制の緩和等の御指摘があったところでございます。

これらにつきましては、この前の国会で成立いたしましたこども園等をさらに増やしていくための法律がございまして。さらに、これは継続審議というか、今回、法律が成立していないのでございましてけれども、金銭面等で先駆的な子育て支援サービスについての支援を行うといった取組も考えたいというところでございます。加えまして、中小・小規模企業に一度出産等で退職された女性の方々が再チャレンジするための実践的な職場実習制度

を要求しているところでございますし、その際、職場実習を就労と同等に扱って、保育所等の利用が可能になるように、関係省庁と調整しているところでございます。

なお、在宅就労等の規制緩和につきましても、実態をよく精査した上で、必要に応じて働きかけてまいりたいと考えております。

9 番目、「地域（商店街）」でございますけれども、早急な商店街支援に加えまして、店主がメンバーチェンジしていく中での若手の人材育成が大切ということでございます。こういったことを踏まえまして、現状ある地域商業再生の事業というものをさらに拡充する形で、店舗の集約化等、構造改革を進める取組なども支援対象として要求しているところでございますし、これについては、後ほどまた御説明したいと思っております。

なお、その他でございますが、19 ページ、組合制度のさらなる充実についての御指摘をいただいているところでございます。こういったものも、中小企業庁としてしっかり把握しながら、今後進めてまいりたいと思っております。

税制改正につきましては、20 ページにありますように、軽減税率の引き下げと合わせて引当金の損金算入を可能とするような検討ということでございますが、今回、そういったことも含めた税制改正要望等を行っているところでございます。

21 ページ目につきましては、制度の執行・運用でございます。既に幾つかの制度の執行・運用の改善を行い、特に補助金の小口化や交付期間の長期化等についての見直しの取組を現状、進めているところでございます。

さらに、売上債権をカバーするような共済制度ということでございますが、これは現状でございます中小企業倒産防止共済等を適切に活用していきたいということでございます。さらに、23 ページ目の御指摘は、技能検定についての場所等の確保についての御要望もございました。

24 ページ目につきましては、社会保険が小規模企業も大企業も同じようにかかるのは厳しいということでございまして、特にパート労働者等につきましては、中小企業に配慮した内容となっておりますけれども、さらにこういった配慮はきちんとなされていくように、我々もウォッチしていきたいと考えております。

後ろは参考でございますけれども、29 ページ目以降は、未来会議サポーターからの御指摘でも今回と同様の御指摘が出ているところがございますので、それについて、こちらに載せさせていただいております。

若干長くなりまして恐縮でございますが、私からは以上でございます。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これより議論に入りたいと思いますので、よろしくお願いたします。御発言される方は、ネームプレートを立てていただきますようお願いいたします。こちらから指名させていただきますので、御発言いただきたいと思っております。

なるべく多くの方から御意見をいただきたいと思っておりますので、御発言は約3分程度にとどめていただきますよう、お願いをいたします。

御発言される方、おられませんでしょうか。

山内さん、よろしくお願いします。

○山内代理 恐れ入ります。日本商工会議所青年部、山内毅と申します。

本日、こちらに兵頭委員の代理として出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

前回、兵頭委員のほうで発言させていただいて、そのフィードバックということで、本日、資料3という御提示があったかと思えます。兵頭のほうで、くれぐれもよろしくということと、御礼ということで、まず最初に発言させていただきたいと思えます。

その中で、兵頭委員のほうから何点から発言を預かってまいりましたので、それを私の方で申し述べさせていただければと思えます。

まず、こちらの資料の16ページなのですけれども、未来補助金についてというところがございます。このところの文面で、検討状況の②についてというところで、先輩経営者が共同申請者となりという記述があるのですけれども、先輩経営者という言葉というところで、事前に私がいただいております未来補助金のイメージ図の中には、認定支援機関、先輩経営者等ということで、同じ四角の中に入っております。その中で、我々日本商工会議所青年部も先輩後輩という中で、いろんな相談事に乘ったりといった機会は多々あるわけなのですけれども、あくまでもインフォーマルなものでありまして、税理士さんや金融機関としての業務といった認定支援機関と同等のものではないとイメージしております。その中で、この先輩経営者というものをどのように共同申請者として認識、イメージをされているのか。そういったところをお教えいただきたいというところが1点でございます。

2点目として、私、今回、兵頭と何回かこういった資料も見せていただいて、私見、それから兵頭の考えでもあるのですけれども、この補助金という言葉は、ばらまきのイメージというものが若干ニュアンスとしてあるような気がいたします。その中で、何で融資ではなくて補助金なのか。そういったところをより具体的にわかりやすく国民に説明する必要、意義というものがあるのではないか。例えば補助金にするのであれば、環境ですとか本当にベンチャーでこれはという業種、それは専門家がしっかり精査した上で、国がお墨つきを与えて、それで補助金を出すのですよということであれば、当然ながらステータスですとか、そういったものとしての補助金というものも光が当たってこようかと思うのですけれども、そういった具体的なところ、補助金といったところも御考慮いただけないか。そういったところを兵頭から預かってまいりました。

以上、よろしくお願いいたします。

また、今日、私自身中座をさせていただき失礼をお許してください。ありがとうございました。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

そのほか御発言いかがでございますか。

園田委員、よろしくお願いします。

○園田委員 よろしく申し上げます。

あまり法的なこととかわからないのですけれども、この間、『ニッキン』という専門誌の取材を受けたときに、最後に銀行に対して言いたいことはありますかというか、期待することはありますかと聞かれたときに、銀行はお金を貸す以外に何をするのか知らないので、そんなにないですとお話ししたら、何か言ってくれと言われてしまったのです。その取材の中ですごく感じたのは、日常的に私たちのような中小企業の経営者というのは、銀行の担当者とお話することが多いのです。ここには200カ所のいろんな拠点を整備するという話が出ているのですけれども、膝詰めでできるようなということがあるのですが、現実的には、毎月の試算表を取りに来た銀行の若いお兄ちゃんたちと、ちょっと半分パソコン見ながらお話しするようなことのほうが多くて、現実的に今、ちょっと困っていることだとか、少し考えていることを会話の中でお話ししながらやりとりしていることが多いと思うのです。

もちろん、200カ所の拠点を整備するのはすごくいいことだと思うのですけれども、日常的な会話ができる担当者レベルという、現在も私たちのような者は金融機関ではそういう担当者があるので、ぜひ、200カ所以外に小さな毛細血管のようなものなのですが、そういったところから何か情報を得られたりとか、あるいは担当者が気をきかせるのか頭を働かせるのかわかりませんが、そういったボトムアップが何かできていくような、コーディネーター的な役割ができるような教育というか、仕組みなのか、ちょっとわかりませんが、そういったものをつくっていただくと、多分もっとスムーズに体中の血管が動き出すのではないかと思います。

もちろん、守秘義務とかいろいろな制約もありますので、全てがすぐにできるということはないと思うのですが、何か日常的に回っている、既にいる人たちを利用できるような、私たちもすぐにお話が軽くできるようなところが動いてくれるといいなと感じました。

以上です。

○川田部会長 ありがとうございます。

上山委員、よろしく申し上げます。

○上山委員 ありがとうございます。全国中小企業青年中央会の上山でございます。

資料3の2ページのところでございますが、中小企業政策全体における中小企業の位置づけというところに関して、述べさせていただきたいと思います。

現在の中小企業の定義といたしましては、先ほど御説明いただきましたように、職種によって従業員数だとか資本金の基準で定められているところでございますけれども、組合の一部の状況の中では、上場企業の100%子会社が実質的に組合に入っておられるというところもありまして、連携子会社が組合の主要役員を含めて、大手メーカーの立場に立った子会社が組合を実質的に運営されているところがあるというところを聞き及んでおります。ですから、組合の位置づけ、中小企業の位置づけということに関しましては、先ほど歴史だとか継承の状況だとかいろいろありましたけれども、形式的な基準ではなくて、実

質的に本当に中小企業がどうかということを判断していただいた上で、お考えいただきながら、法改正なども含めまして、進めていただければと思います。

以上でございます。

○川田部会長 ありがとうございます。

松崎さん、よろしくをお願いします。

○松崎代理 坂本孝司委員の代理で来させていただいております松崎と言います。よろしくお願いたします。

20 ページの税制改正要望のところについて、1点だけお願いしたいことがございます。中小軽減税率のさらなる引き下げとあわせて、引当金の損金算入を可能とするように検討をお願いしたいというところがございますが、目下、私も税理士としてやっておりますが、中小会計要領並びに中小会計指針という形で、中小会計の基準の普及というところが非常に実務的に頭を悩ませているところなのですが、現在、賞与引当金ないしは退職給与引当金が損金不算入という形になっているものですから、ここをいわゆる有税処理というのですが、取っていくという中で、中小企業経営者の方々に御説明するときに、非常に実はハードルが高いといえますか、そういった側面がございますので、もちろんこれは税制改正の話でございますので、こちらの話ではないということは重々承知しておりますが、ぜひ、中小会計の普及の観点から、この辺が非常に大切なのだというところを盛り込んでいただけると大変ありがたいなと思っております。

以上でございます。

○川田部会長 どうもありがとうございます。

野坂委員、よろしくをお願いします。

○野坂委員 ありがとうございます。

私は、3ページのレーティングについてお話ししたいと思っております。こちらでまとめていらっしゃるように、確かにレーティングは難しい課題です。さまざまな金融機関の格付でも世間をにぎわせておりますように、格付、レーティングというものはどういう判断でどうするのか、また、格付がひとり歩きしてしまうという問題点もあります。非常に難しいし、慎重に取り扱うべきものだと思います。

こちらで方向性としてまとめていらっしゃるところ、要するに中小企業あるいは小さな企業が求めているものは、信頼に足る支援機関なのかどうかとか、自分たちが相談したいテーマでどこに行けばいいのか、そういう情報を欲しているわけで、必ずしもトリプルAがどうだとか、そういうレーティングではないのだと思うのです。したがって、知識サポートでは、例えば事業承継にしても、創業支援にしても、海外展開にしても、さまざまなテーマごとにどこに聞けばいいのかわかりやすくする。そして、その企業がある地域、そのそばにどういうものがあるかということと、さらに広げて全国ベースで聞きたいのだというところもわかりやすくリードするようなものをつくるのが、この解決策になるのではないかと考えております。

もう一点は、未来補助金です。先ほど御指摘がありましたけれども、この未来補助金というものは、未来会議、未来部会で検討してきたテーマのいわば目玉的な補助金だと思います。ですから、うまく使って、小さな企業が活性化する呼び水にぜひ使っていただきたい。その点で考えますと、審査の厳格化、これは必要だけれども、一方であまりハードルが高過ぎてしまうと使いにくくなる。本来狙っていたことがうまく達成できないおそれがあるのではないかと思います。つまり、バランスだと思うのです。使いやすく、しかも安易な使い方がされないようなルールも必要。そのバランスを経産省、中小企業庁に工夫していただきたいと思います。

16 ページに事業計画ごとに補助金額を判断することを検討しているとあります。計画ごとに判断するのも非常に大変な作業だと思いますけれども、例えばある程度補助率、補助上限がわかりやすい形で、例えば2段階とか3段階とか、非常にシンプルな形で中小企業がわかりやすいことをはっきり提示した上で、これを使ってやってみようという意欲を湧き立てるような制度設計をぜひ、お願いしたいと思います。

以上です。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

次、伊藤委員、よろしく申し上げます。

○伊藤委員 資金調達のところ、最近、製造業などは業績的に厳しい中で、なかなか金融機関さんがプロパーでお金を貸してくださらないという話を耳にします。ほとんどが保証協会つきということなのですが、その中でも、先ほどは12ページの御説明のときに、努力する人を支援するという中で、努力する人、やる気がある人は一企業だけではなくて、どんどん起業したり新たな市場に入っていこうと思う中で、もちろん企業業績によっても貸出枠とか金利とかも変わってくると思うのですけれども、1人の経営者が借り入れできる金額というものが決まっているとか、わからないですが、枠があって、それ以上借りられない制度になっているらしいということを先日聞きまして、だとすると、やる気を押さえてしまうというか、本当は起業したいのだけれども、当然起業して間もない企業というものはさほど信用もないですし、担保もない中で、ほとんどが保証協会枠になってしまうと思うので、その辺をもう少し使い勝手のいい仕組みというか、あまり限度を決め過ぎず、何かあればいいのかなと思います。

以上です。

○川田部会長 その辺は上限を決められるのですか。

○三浦金融課長 金融課長の三浦でございます。

例えば個人事業主の場合は、お一人当たりということで決まっています。法人とか個人とか1つの主体が借りられる額というものは決まっていて、具体的には無担保で8,000万、一般を入れて全体2億8,000万まで。ただ、最近はなかなか担保がない方が多いものから、割と8,000万が事実上の上限になっているということがございます。

他方で、幾つか複数の会社をお持ちの方は、個別の会社ごとに審査する。それはむしろ

制度上はそれぞれ分かれてきますけれども、実態上、経営者の資力にある程度頼って見るとか、審査の段階での議論はあると思いますが、制度上はそれぞれの主体ごとに上限額が決まっているという制度になっております。

○伊藤委員 一経営者というわけではなくて。

○三浦金融課長 違います。1人の経営者が複数の企業を持っている場合はそれぞれ事業主体ごとになります。

○鈴木長官 多分、信用保証の問題と金融機関の問題と、2つあろうかと思います。今、信用保証の問題は三浦課長が御説明しましたように、事業主体ごとなのです。ところが、金融機関の融資の現場がどうなっているかというところ、まず信用保証をつける、担保を出せ、個人保証を出せと3つ取っているのです。最後の個人保証については、これについては金融機関ごとに一定限度の枠をつくっていると思います。したがって、私たちが言っているのは、信用保証も取っておいて、そうすると今度は担保が必要になるのだと、ましてや何で個人保証が必要になるのだというところを問題させていただいています。信用保証という1つの枠でちゃんとカバーできているならば、金融機関にとってはリスクがないわけですから、先ほど三浦が申し上げたように事業主体ごとになると思うのです。それが全てとは言いません、ある金融機関といったほうがいいと思います。ある金融機関の現場に行くと、そうはなっていない。それをどう表に出して解決していくのかということが、1つ課題かなと思っています。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○川田部会長 次に、小出委員、よろしくお願いします。

○小出委員 ここで自分が発言させていただく前に、今の長官のお話を受けまして、1つ御参考になればということで、お伝えしたい部分がございます。実は火曜日、関東経済産業局さんが主宰してらっしゃる地域金融機関職員研修というものが、中小企業大学校で行われおります。これは毎年行われております。4年前から実施されていて、講師としてお招きいただきまして、地域経済活性化のために期待される金融機関の新たな役割という1泊2日の研修でございます。東日本管内の金融機関から38人の行員さんが来ていて、平均年齢42歳というから、大体管理職相当だと思います。

皆さん、経産省で言うところの金融連携の流れを受けたり、あるいは金融庁さんが言うところの金融監督指針の改定の中で動かれてきているのだと思うのですが、非常に驚いてしまったのは、事前に集められたアンケートだったのでございます。アンケートの中の何が驚いたかというところ、一番最後の質問だったのでございます。アンケートの中の何が驚いたかというところ、一番最後の質問だったのでございます。アンケートの中の何が驚いたかというところ、一番最後の質問だったのでございます。アンケートの中の何が驚いたかというところ、一番最後の質問だったのでございます。

この中の53%の行員さんがそんなことを答えていたのですが、金融機関がどう見ているかというところ、恐らく西武信金あたりはそんな意識は全くなくて、ああいう先進的な

取組をやってらっしゃると思うのですけれども、今の大半の金融機関の認識というものは、要するに日本の中小企業の経営者というものは、意識の部分でかなり問題があって、やる気のない人もかなりいるのだ、そういう意識改革をしないと業績向上につながらないという認識でいらっしゃる方がかなりいるだろうと、結果を見て私自身銀行出身者として、かなり愕然としたわけでごさいます、このあたりの意識改革をしていかないと、先ほど園田さんもおっしゃっていたような、毛細血管がもっとうまく動くようになるはずなのにと、いうところには至らないだろう。これは結構ヘビーな状況かなと思った次第でごさいました。

それだけに、経産省が一昨年来からずっとやってらっしゃる金融連携の取組の推進、並びに8月にできた法、認定機関をつくっていくということは大きな転換点だと思っておりますけれども、その辺のより一層の意識改革をなさったらいかがとは思っております。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

久禮委員と浜野委員と中川委員、このお三方の質問で資料3については打ち切りたいと思います。次に移りたいと思います。

それでは、久禮委員、よろしくお願ひいたします。

○久禮委員 社会保険労務士の久禮と申します。よろしくお願ひします。

6ページの人材のところなのですが、指摘事項②あるいは③でインターンシップですとか、要するに人材育成ということがあるのですけれども、特に下の方の検討の方向性の中で、最近我々もやっていて、現役の高校生とか大学生の意識、高校生にいろいろ指導しても、学校自体が受験のことで頭がいっぱいで、仕事に対する意識というものが弱いという点がかかなり顕著に見られると思うのです。大学生になってからやっと動き出すかなということがありますが、この辺を追求していくと、どうしても文科省との関係で管轄外の話になってしまう点もあるのですけれども、どうしても管轄が違うというところで、1つのブラックボックスなるものがあるのかなという感じがしているのです。そういう面で、文科省との連携ということで、この辺の現実を踏まえて強くお願ひしたいということです。

以上です。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

それでは、浜野委員、御発言よろしくお願ひします。

○浜野委員 東京墨田で金属加工しております浜野製作所の浜野と申します。

私のほうから、経営支援体制について中小企業の実態というか、生の声をお話しさせていただきますと思います。

我々、下町の町工場の経営者4社と今、「江戸っ子1号」という深海探査船をつくろうというプロジェクトをやっています。これの発端になったのは、以前、今でもやられているのかわかりませんが、経産省さんがやっておられた地域連携拠点、応援プラットフォーム事業、名前がいろいろ変わっているのであれなのかもしれませんが、そこがきっかけだったのです。地域の中小企業、町工場の経営者さんが1社ではどうにもならない。どこに

相談していいのかわからない。仲間にいろんな話をして、相手にされない。一番最初に飛び込んだのがここなのです。これが地元の信用金庫さんがそういう拠点を設けてやっているのですけれども、それがそもそもの発端であったということでもあります。

今、いろいろマスコミなどでも取り上げていただいている、例えば大田区の下町ボブスレーとか、コマ大戦とか、あの辺をやっているのはほとんど仲間なのです。こちらはこちらではなくて、実はあの辺も全部仲間です。いろいろな詳しい話なども聞いていますけれども、その中には、ただただ中小企業の熱い思いとか、何とかしなくてはいかぬという思いだけではなくて、それを下支えしてくれる行政だとか、区にしても信用金庫さんにしても、何かしらの形で支援をしてくれる方々がいるということでもあります。

ただ、そういうことをやっても、確かに可能性は多いにあって、非常に楽しいプロジェクトではあるのですけれども、実際、まだまだそれが結果として出てきていないというのが実態でありまして、「江戸っ子1号」についても、非常に可能性は高いと思いながらも、まだまだ開発途中、成果、結果はついてきていないというのが実態であります。

しかしながら、こういうプロジェクトを通して、中小企業のつながりというもので出てきているのです。例えば東京のあるものづくりの会社がありました。そういうものを一緒にやっていく三重県の会社がありました。三重県の会社は設計を主にやっている会社さんです。東京の会社はものづくりを一生懸命やっている。三重県の会社は設計はできるのだけれども物がつくれない。東京の会社は、物をつくることには自信を持っているのですが、肝心の設計のところができない。では、これを一緒にやろうよということで、今、大手さんの試作部門のもう一つ上の原理試作部門というところで、東京の会社というのはうちなのですけれども、三重県の会社と一緒にネットワークを組んでそういうことを始めた。

これはでき上がったハードのものを売ろうとか、これを何台売って儲けてやろうということにはまだまだ至っていないながらも、一步踏み出すことによって、そういうネットワークがつながってきている。また、そこからも波及して、その方は伊勢志摩の出身で、あまりブランド力はないのだけれども、実をいうと、カキというものがおいしい。いつも、2月、3月ぐらいになると大量にカキをもらって、ドラム缶を切って焼いて従業員みんなに食わすんだ。浜野さん、あれだったら、あげるからみんなで食べなよと仕事をした後の会食の席でそんな話が出た。でも、それをうちだけがもらってももったいないので、墨田区に持ってきてもらって、墨田区の飲食店さんを集めて、伊勢志摩のカキというのはこんなにおいしいんだよと、何社か来てもらって、よかったら皆さん召し上がってください。実を言うと、日本酒の酒蔵さんなども集めて、そういうことを以前にTシャツ屋さんがやって、Tシャツ屋さんと日本酒の酒蔵、全く関係ないのですけれども、墨田区でイベントをやって、今まで最大のイベントになっているのだと思います。それがつながってきて、その酒蔵さんと区内だけではないのですけれども、飲食店のオーナーさん、おいしいところがあったら直接そういうところから入れましょうとか、お酒を頼みましょう。

ですから、こういう経営支援体制についても、ITとかインターネットとか、そういうこ

とだけではない、何か一つ連携拠点を置くことによって、何かつながってくるもの、波及してくるもの、そういうものが大きくあるのだということが、我々の実態であるということをお報告させていただきました。

以上でございます。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

中川委員、よろしく申し上げます。

○中川委員 浅草で靴メーカーをやっている Verb Creation の中川です。よろしく申し上げます。いい話でしたね。

私も経営者だと思うのですが、今、必要だなと思っているのが、いい技術者から経営者になる人が今、見ていて皆無だと思うのです。マイスター制とか書いてありますけれども、所詮、マイスター制度があつて星があつて、この人はすごいとなつても、若い人はそれで懂れて、その職に就くかといつたら多分疑問ですし、ただ技術がいいからといって飯が食える世の中でもないの、私もこう言っていて、10代後半から20代はずっと修行して、30代になって会社を経営して、今、経営のほうを頑張っていますけれども、いい技術者がいい経営者になるということは別に悪いことでもないです。でも、どうしてもホワイトカラーの人が社長になっていくという世の中ではないですか。それをどうにかして、技術者からいい経営者を生めるという世の中になつてもおかしくはないのかなと思います。

アップルのスティーブ・ジョブズだつてもともと IT の技術者で社長になつた。最近 IT だつたらそれはやりやすいのですけれども、ものづくりとしては難しいですし、どうしても日本でデジタル関係で海外に勝っていくということは確実に難しくなつてきて、どうしてもアナログというものはすぐそこにあるので、技術があれば、これを中国に持っていったとしても無理ですけれども、デジタルというものは資本と人が安ければ、絶対日本には勝てないので、ではどうするかといつたら、アナログという技術の中での経営者を生んでいく、戦後の伸びていったときほどは無理ですけれども、そういう支援という発想ができれば、いい技術者からいい経営者になれば、多分その人はいい技術を持って経営に当たっているの、いい技術者がまた生まれてくると思います。私はマイスター制度よりこちらの方が、もしかしたら若い人がどんどん技術を覚えていこうという世の中になるのかもと、技術者をやってきた私からして思つて言ってみました。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

園田委員、よろしく申し上げます。

○園田委員 すみません。そのことで関連するのですけれども、これは経産省でなくて文科省のほうの主になる話かもしれないのですが、静岡市がやっているソーシャルビジネスを学ぶ生涯学習事業に友人が行つていまして、そのことで前に相談を受けたことがあるのです。彼女は、学童保育からスピンアウトしてしまったというか、学年が上がってしまった子供を何とかしたいという話だったので。特にお母さんが働いていたりして、おうちに人がいないという前提の学童保育ですから、そういう子供たちをどうにかしたい。

そのエリアがちょうど静岡市では、地場産業でたくさん職人がいるエリアだったのです。その職人さんたちは、大分お年を召されて引退しようとしている。なので、静岡市で技術を持っていた方がどんどんいなくなっているのが現状なのですけれども、そういったところに小学生であっても子供たちが遊びに行くといいますか、見に行くことで、あのおじちゃんがつくったこれがすごいんだとか、今、中川さんがおっしゃったような、原体験がたくさんできるのではないかという話で盛り上がったのです。

子供は例えば工場が汚いだろうが、古いだろうがということではなくて、できているものとかやっていることにすごく興味を持って、楽しんで、私たちが見るものとはまた違ったところで格好よさというものを感じてくれるのではないかと思います。ですので、マイスターを育てるということが、高校生ぐらいになってから、あるいは大学生ぐらいの年齢ということだけではなくて、学校の教育と結びつけるのは難しいかもしれないのですけれども、学校から出た時間を使ったような、かつ職人の技術を目の当たりして、おじさんたちと直接子供たちが話せるようなことがもしあれば、将来的に技術者になろうとは思わないと思うのですけれども、あのおじちゃんがやっていたのと同じものをつくれるようになるうとか、そういったことでクールジャパンが継承されていくのではないかという夢を持ちましたので、御報告いたします。

○川田部会長 ありがとうございます。

鍛冶部長、御発言ありましたら、お願いします。

○鍛冶事業環境部長 先ほどの御指摘の中で、先輩経営者を未来補助金の共同申請者として取り扱うということで、認定支援機関と先輩経営者というものを同列にするのはいかなものかという御指摘がございましたが、特に先輩経営者という観点につきましては、2つの点を考慮しております。これまでの未来会議以来のさまざまな御議論の中で、ともかく役所に補助金の申請をするときに何十枚もの文書を書かされて、そんな余裕は全くない。何十枚もきれいな文書を書いてもらうよりも、どなたかが一緒にこの人は大丈夫ですよという意味での保証をしていただける方がいるということが非常に意味があるのではないかとということが1つ。

もう一つは、これも未来会議以来、中川さんや園田さんが再々御指摘になっていたことですが、もともと実際に会社を始めてみると、資金繰りからマーケティングから労務管理から、本当に何をやっていいかわからないということが次々起きて、そのときに、同じ道をたどってこられた先輩経営者の方の助言が非常に意味があったという御指摘もいただいております。そういう意味で、先輩経営者の方に一枚かんでいただく申請とフォローアップというものが有効なのではないかということで、今回そういう提案をさせていただいております。

○川田部会長 どうもありがとうございます。

鈴木長官のほうから、一言。

○鈴木長官 幾つかコメントさせていただきたいのですけれども、1つ目の未来補助金に

ついて、いかにばらまきにしないか、かつ、いかに優良な新規の事業を起こしていくのか。先ほどからございますけれども、審査とフォローアップといいますか、そこが非常に重要で、あと効果測定が重要だと。それをどう組み合わせしていくのか。ただ、私どもこういう公務員の目線だけでやっていると、大体失敗することが多いもので、それをどう第一線の方々とやっていくのかということが、一番のポイントかなと感じております。

2つ目ですけれども、園田さんまた小出さんからもお話がございました。浜野さんからも地域連携のお話が出ました。金融機関との関係でございますが、今、お配りさせていただきました認定支援機関の制度、11月5日に第1回目の認定を出しまして、金融機関の方でいいますと、270の金融機関を認定させていただきました。地銀さんですと、大体全てです。信用金庫さんですと半分、信組さんですと20%ぐらい。今もどんどん申請が上がってきておりまして、そのチェックをしておりまして、年内にはかなりの数になるのではないかと考えています。

先ほど園田さんからお話がありましたように、金融機関でまともに経営相談に乗ってくれているところも結構あるわけです。まともに乗ってくれていないというか、能力がないところも正直に言っております。先ほどの小出さんのお話ですけれども、認識を変えなくてはいけないのと、もう一つは能力をつけなくてはいかぬと考えておりまして、私ども、こういうことで説明会を行いますと、これまでですと金融機関の参加というものは10%もなかったのですけれども、今は多いところだと半分ぐらいが金融機関の方です。支店の方とか、そういうのが多いです。そういう方々に対して、徹底的に研修制度をこれからやらせていただこうと思っております。経営支援をするときには、こういうところのポイントがあって、こういうことをやるのだということを、それこそ地獄の1週間ではないのですけれども、やらせていただこうと思っております。そういう方が先ほどおっしゃった毛細血管みたいになればいい。そういう方々が結びつくようなネットワークとして地域連携拠点というものができればすばらしい。

先ほど浜野さんからもお話がありましたけれども、信用金庫さんがそういう核になってくれたら、これまたすばらしいということも考えていまして、そういうふうな金融機関の人たちにも一緒になって頑張ってもらい、自分たちも研修を受けてもらう。ネットワーク化して、面として支援ができるような、夢物語だと言われてしまうかもしれませんが、そういうことを今、考えております。

先ほど伊藤さんからお話がありました資金の問題、通常資金、創業の際の資金、転業の際の資金、さまざまな段階があるかと思っております。私どもも、今回、そのメニューをもっと多くするし、借りやすくするというのを今、財政当局と折衝しております。借りやすいというのは、別にモラルハザードにするということではなくて、必要な資金が出るような仕組みを考えたい。加えて、地域金融機関の方々と私たちがお話しさせていただくと、彼らもすごく悩みなのです。預貸率がどんどん下がってきていて、国債ばかり買ってしまうのがない。地域の企業さんがへたっている自分たちのビジネスフィールドがなく

なるという心配をものすごく持っていらっしやって、だけれども、今、何をすればいいのかわからないという金融機関の方が多いというのも実態なので、どうすれば一緒に私たちのフィールドに入ってきていただけるのか。これは認定支援機関という制度を使いながら、やらせていただきたいと思っております。

そのほかにも、久禮さんから、また園田さんからも文科省とのお話がありました。これは私どもも同じような問題意識でやらせていただいています。実は、園田さんからお話がありました、いろいろと工場を見ていただくとかというときに、工場に行くと危険は危険なわけです。そうすると、そういう危険というものをどう担保して、かつ子供たちに見てもらえるか。逆に言えば、あるものと学校に熟練技能者の人を派遣したほうがいい場合もあるかなということで、そういうメニューを全国一律ではなくて、地域ごとにどうつくっていくのかという話を今、文科省とさせていただいているところです。

全部はお答えできないのですけれども、私ども、そういう問題意識でやらせていただいております。

○川田部会長 長官、どうもありがとうございました。

それでは、資料3に関する議論はこれで終わらせていただきまして、次に、資料4に関する議論に移りたいと思います。

それでは、事務局より資料4について説明をよろしく願いいたします。

○蓮井企画課長 続きまして、資料4「未来部会におけるこれまでの論点整理（案）」という資料に基づきまして、簡単に御説明させていただきたいと思っております。一部重複している部分もございますので、それは適宜簡略にさせていただきたいと思っております。

めくっていただきまして、これは第2回の部会でもお示した表でございます。全体像について再度の確認でございますけれども、1～9まで、1が「中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置づけ」、これが基本法改正の検討を行う話。2番目が「経営支援体制」、3番目が「人材」、4番目「販路開拓・取引関係」、5番目「技術」、6番目「資金調達」、7番目「若手・女性層による起業・創業の抜本的推進」、8番目「女性が働きやすい環境整備」、9番目が「地域（商店街等）」となっております。これに基づきまして、以下、簡単に論点の整理をしたものにつきまして、御説明したいと思います。

めくっていただきまして、1番目の「中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置づけ」についてでございますが、これは若干復習で恐縮でございますけれども、1-1につきまして、つまり未来会議の取りまとめでの指摘事項ですが、中小・小規模企業政策の再構築に当たっては、これまでの政策を真摯に見直し、小規模企業にしっかりと焦点を当てた施策体系へと再構築が必要。その際、基本法における小規模企業の位置づけの精緻化・強化を検討・実施すべきである。さらに、中規模企業への支援についても、現在の支援策を検証して、着実に支援策を講じていくことが必要ではないかという御指摘があったところでございます。

それについての部会における主な指摘事項は、先ほど資料3で御説明した内容がここに

書いてあるわけでございます。

それを受ける形で、4ページ目でございますように、本部会における取りまとめについての論点のたたき台でございますが、この法制的な論点につきましては、法制検討ワーキンググループに付託し、検討を行っているところでございます。こちらの部会での御指摘を踏まえつつ、同ワーキンググループの検討結果を次回報告するという形になると考えております。

なお、法制ワーキングにおける検討論点につきましては、おおむね以下のものと考えておきまして、御説明いたしますと、1番目として、小規模企業に対する施策の強化ということで、小規模企業を経済再生の牽引役と位置づける。その際、小規模企業の成長力に着目する観点と、地域の雇用を下支えし、地域経済に貢献する観点からの支援が必要であるということ。知識サポートプラットフォームを通じて、我が国の経済構造の変革を担う小規模企業の「多様性」に対応した支援が重要である。加えまして、担い手たる女性や若手を同時に我が国の持続的発展の担い手として位置づけるべきではないかといった御議論がされているところでございます。

2点目といたしまして、中小・小規模企業の定義に関する議論でございますが、規模的な区分とそれ以外の区分の話がございまして、規模的な区分につきましては、基本法の定義は中小企業立法の中核であり、できるだけシンプルな形にすべきという御指摘がありました。他方、旅館業等の労働集約的な産業については、小規模企業対策の対象外になるということについてどのように考えるのかという指摘もあったところでございます。また、それ以外につきましても、中小企業政策におけるいわゆるNPOの位置づけについての検討をすべきではないかという御指摘があったところでございます。

さらに、海外展開支援といった新たな施策を取り込むかどうかという話につきまして、海外展開支援は中小企業にとって大変重要なので、基本法に盛り込むべきという御指摘。一方、グローバル化に伴う中小企業の課題への対応の応援が重要だという御指摘があったところでございます。こういったことを含めまして、検討結果を部会に報告するという事になるかと考えております。

5ページ目でございます。2番目の「経営支援体制」のうちの1つ目、「知識サポート」の抜本的強化ということでございます。これも先ほど来議論が出ております知識サポート・経営改革プラットフォームに関する話でございますが、未来会議の取りまとめにおきましては、中小・小規模企業をめぐる内外環境の大きな変化の中で、小規模企業の経営支援ニーズの複雑化・高度化・専門化ということでございます。こういった経営課題・相談ニーズにきめ細かく対応できる経営支援体制の再構築が必要ではないかという御指摘。

それにつきましては、部会における主な指摘は、先ほども御説明いたしましたけれども、特に1枚目の下に書いてございますのは、企業としてのワンストップの支援。1カ所のサイトにいろいろな情報が集中していることが重要であるという御指摘。

6ページ目にまいりますと、チームでの支援が重要であること。先ほども御議論ありま

したが、レーティングについての御指摘。さらには、ITのみではなくて、膝詰めでの拠点での支援が重要である。これは先ほども御指摘がありました。その際、商工会議所や商工会等の既存の団体との連携のあり方についての御指摘があったところでございます。

7ページ目になりますと、先ほど申し上げましたけれども、これは載せるべき内容。国の施策のPR、さらに自治体との施策の比較。他方、情報を整理して載せるべきだという御指摘。経営塾ですとかM&A、事業承継、海外販路開拓、さらに下請企業の強化といったことについて、知識サポートプラットフォームに情報を載せるべきではないか。さらには、円滑化法の終了に向けた政策との関連づけといった御指摘があったところでございます。

これを受けて、8ページ目でございますが、論点のたたき台でございます。これにつきましても、先ほど御説明した内容とあわせて、法制ワーキングでの御指摘も踏まえて最終的な取りまとめになっていくと考えております。法制ワーキングにおける検討課題につきましては、特に1番目にありますように、ITを活用した支援につきましても、サービス提供主体の財務健全性や実施計画の審査、システムに関する検査や監督などの法的措置の必要性。サービス提供者による信用情報の管理。中小企業や小規模企業にとって信頼できる情報であることを証明する表示等の仕組みの必要性等が指摘されているところでございます。

一方、現場での支援につきましても、支援の具体的な担い手、また、その主体に対する国の関与のあり方の検討。先ほども話がありましたが、現存の支援機関での事業との整理。さらに、欠格者を排除するようなメルクマールのあり方等についての御指摘があるところでございます。こうした法制的な論点、先ほども一部御説明しましたが、それ以外の論点につきましても、部会における御指摘を踏まえて取りまとめていきたいと考えております。

9ページ目、先ほど長官からも説明がございましたので、ごく簡単に申し上げます。金融機関が小規模企業の経営支援をするという観点での指摘もございましたので、これにつきましては、先ほどパンフレットも配られましたが、中小企業の支援事業を行う者の認定ということで、11月5日に「経営革新等支援機関」、2,100を超える機関が認定されたところでございます。さらには、経営力強化保証という保証も10月から始まっております、これにより、中小企業が認定を受けた支援機関の力を借りながら経営の状態を改善する取組を支援すべきではないかということでございます。

10ページ目、3番目の「人材」についてでございます。こちらにつきましても、指摘事項として若手の雇用ミスマッチの解消のためのインターンシップ事業の充実。若手人材の確保・育成・定着を進めるための地域一体となった一気通貫の支援体制の全国的な展開が適当という御指摘。さらに、魅力ある小さな企業をネット等で明示するような、知名度の向上を図る施策についての御指摘があったところでございます。

主な指摘事項も先ほど説明したとおりでございますので、省略いたします。

11ページ目、論点のたたき台でございます。先ほどからでございますが、若い優秀な人材が魅力的で能力もあるような、しかしながら、有名ではない中小・小規模企業に入社して

くる、それを促進するような新たな人材教育のメカニズム。これをどうつくっていくかということでございます。このための新卒者や中小企業の求める知識やノウハウを習得できるような支援。さらに、地域一体となった支援体制の整備、知名度向上等の施策といったことをより講ずるべきだという観点で、取りまとめに向けての論点の整理をしていきたいと考えております。

12 ページ目、4 番目の「販路開拓・取引関係」でございます。そのうちの海外展開でございますが、こちら先ほど来御議論があったところでございます。「“ちいさな企業” 未来会議」の取りまとめにおきましては、成長著しい新興国市場の成長を取り込むためにも、日本の知恵・技・感性を生かした海外展開の促進が重要である。雇用拡大にもつながるが、しかしながら課題は多いという御指摘があったところでございまして、主な指摘事項につきましては、先ほども御説明いたしました、人材の育成、政府の積極的な新興国法制等への関与、商慣習、ビジネス知識等についての情報、さらに成功事例・失敗事例の情報提供、あるいは海外から買い注文を受けるようなサイトですとか、海外の小規模企業を日本に呼び込むような施策も検討すべきといった御指摘でございました。

こういったものを踏まえた形で、取りまとめの方向性のたたき台といたしまして、新興国市場の成長を取り込んでいくために、大きな潜在力となる「ちいさな企業」が、知恵・技・感性を生かして世界で戦えるような有望企業の発掘から海外展開に至るまでのきめ細かな支援が重要で、そのための施策情報、事例の提供などの知識サポート・経営改革プラットフォームの活用も含めた、官民連携の総力支援ということが重要だということではないかと考えております。

13 ページ目、下請取引でございます。こちら先ほど議論がございましたが、未来会議の取りまとめにおきましては、親事業者の認識不足による違反への対応ということで、コンプライアンス体制の整備。悪質な親事業者の違反への対応ということで、中小・小規模企業が相談しやすい環境の整備。対象を他の取引、下請代金法、規制取引以外の取引まで広げる必要があるかどうか。その場合、どのような範囲にするかということについての調査・検討についての御指摘があったところでございます。

主な部会での御指摘についても、先ほど御説明のとおりでございますが、それについての論点、たたき台としましては、本件についてはワーキンググループで検討しているところでございますので、その結果を御報告することになりますけれども、その検討の論点といたしまして、下請代金法の対象取引については、引き続き厳正な取り締まりを行うべき。業種別ガイドラインや相談体制の充実などの運用改善を図っていくべきという一方、下請法の対象外取引については、形式的・画一的にルールを定めるのは難しいのではないかと。個別案件ごとに独禁法の優越的地位の濫用の認定で対応可能なのではないかと御指摘がございました。

14 ページ目、下請企業の振興への対応でございます。こちらにつきましては、未来会議の取りまとめにおきまして、縦のつながりのみならず、中小・小規模企業同士の横のつなが

りをベースにした潜在力を高めることの重要性の御指摘があったところでございますし、外部人材の支援や情報通信機器の使用等に慣れた青年層の活用による生産性向上といった指摘があったところでございます。

主な指摘事項は、先ほども御説明したとおりなので、どのように既存の技術を生かして他の企業と連携させるかといったことが多うございましたし、その際、あわせて親企業とのコスト分担の話もあったところでございます。

それを受けてのたたき台、論点につきましては、これも法制ワーキングに検討を付託しているところでございますが、ワーキングの検討論点は、親事業者の海外進出の際、残った下請企業はどう生き延びるかが重要であって、その際、連携の態様はさまざまなので、状況によって変えていけるような柔軟な仕組みが大事。他方、どこまで特定の親企業と下請企業の間関係を重視するかを考えることが必要だという御指摘があったところでございます。こういった法制的な点、あるいはそれ以外の論点についての部会の御指摘も踏まえて、今後取りまとめていきたいと考えております。

15 ページ目、「技術」でございます。これも先ほど来議論があったところでございますので、簡略に申し上げますが、ものづくり技術によって我が国が国際競争に打ち勝つためにも技術力の強化は必要であるけれども、そのためには、これまで企業や人に蓄積された技術・技能・知恵を着実に次の世代に継承していくことが必要。しかしながら、現実的には人的余裕や資金が不足しているということで、承継がうまくいっていないのではないかと御指摘。後継者、経営の行き詰まりから事業承継が円滑に進まないまま、経営資源が急速に失われるのではないかと御指摘もございまして、こうした貴重な経営資源を我が国に残して、強い企業体が継承していくことを推進ための事業承継の円滑化が重要という御指摘が未来会議の取りまとめであったところでございます。

主な指摘事項、マイスターについては、先ほど御説明したところでございますし、その後、個人保証等についての御指摘もございました。

それを受ける形で、16 ページ目につきましても、事業承継税制等の御指摘についても御説明したところでございますので、5-3、論点のたたき台につきましては、ものづくり技術の高度化・連携に係る既存の支援事業についての運用の見直し。加えまして、企業や人に蓄積された技術等を着実に次の世代に継承するためのいわゆるマイスター制度のような、技術・技能伝承を促進する総合的な支援。さらに、事業承継のための雇用要件のあり方など、税制を活用しやすいものへの見直しといった点について、取りまとめていく方向ではないかと考えております。

17 ページ以降、先ほども議論がございました「資金調達」でございます。(1)の企業の段階・形態・指向に応じたきめ細かな金融支援措置についてでございますけれども、こちらについては、未来会議取りまとめにおいても、それぞれの企業の段階・形態・指向に応じ、きめ細かな支援措置を講ずるということで、具体例としても、新たな出資のスキームですとか、資本金の供給による成長指向型の小規模企業の自己資本の充実を図るべ

きではないか。それぞれの小規模企業の段階・形態・指向に応じたきめ細かな新たな融資制度の構築ということが指摘されたところでございます。

未来部会における主な指摘事項は、先ほども御説明いたしましたが、努力する人が支援される仕組みですとか、動産担保融資の普及、推進、債権譲渡禁止特約の制限等についての御指摘があったところであります。

それを受けて、18 ページ目、論点のたたき台といたしまして、機構のファンド事業等を活用した成長指向の小規模企業に対する資金供給の検討。さらに、資本性劣後ローン等の拡充等の検討。あわせて、経営支援と一体となった融資制度の創設といったことが指摘されているところでございます。

19 ページ目、資金調達の（２）創業や成長のための最適な資金調達のあり方についてでございます。こちらにつきましては、電子記録債権の活用な動産債権担保融資の促進について必要となる制度環境整備を進めるといった指摘が未来会議の取りまとめでされているところでございまして、主な指摘事項は、先ほど申し上げましたが、電子記録債権等の普及・啓発等が重要だという御指摘でございます。

これにつきましても、法制ワーキンググループで検討しておりますが、同様に電子記録債権が資金調達に資することを普及・啓発することが必要という御指摘があったところでございまして、こういったことも含め、電子記録債権を信用保証制度に位置づけることについての検討を進めたいと考えております。

20 ページ目、あわせて小規模企業者の設備導入資金制度でございます。こちらは6（3）－1にありますように、未来会議取りまとめにおいては、多くの都道府県で貸付、貸与のいずれかを休止している実態ですとか、時代的役割を踏まえて、新しい制度の創設にあわせて廃止してはどうかという御指摘があったところでございます。部会におきましても、見直しを行った後の小規模企業を支えることの類型ごとに考えるべきだという御指摘があったところでございます。

これも法制ワーキングで現在、検討しておりますので、次回報告することになりますが、その検討の現状につきましては、信用リスクの高い中小企業への補完的な役割は重要で、代替策で補完されるのであれば、廃止の検討もある。一方、貸与機関が形式的基準により審査を行っているため、延滞債権が発生しているのではないかと。もっと金融機関によるガバナンス、モニタリングや債権回収を行っていくべきではないかということでございます。さらに、損失補償契約を実際に結んでいるところが制度の休止につながっているのではないかと御指摘があったところでございます。

21 ページ、7 番目、若手・女性層による起業・創業でございます。こちら先ほど来御指摘があったところでございますので、「“ちいさな企業” 未来会議」の取りまとめの7－1につきましても、起業の資金供給の低迷ですとか、スピアウトを躊躇するような環境になっている中、若者や女性の方々に新たな起業・創業を担っていただくということが重要だということでもあります。さらに、後継者の方々が思い切った新事業展開を積極的に

進めていくということは極めて重要という御指摘があったところでございます。

これにつきましての主な指摘事項については、22 ページ目にかけて①～⑥までございますが、先ほど来御説明したところでございますので、論点のたたき台に進めさせていただきたいと思っております。

22 ページ目でございますように、企業の数、起業家も減少、高齢化する中で、若手や女性層を新たな担い手と位置づけて、必要となる知識や資金をサポートする仕組みが求められているのではないかと。その際、若手や女性に対する特別な考慮が必要か検討が必要ではないかということ。その上で、3つの起業・創業スタイルというものが未来会議で提言されておりますが、こういったものに対応して知恵と資金を供給する補助制度、先ほども説明がございましたが、そういったものを創設すべきではないかと。

一方、起業ファンドの運用の見直しですとか、先ほども申し上げました経営支援と一体となった融資制度、さらに、新創業の融資制度についての活用ですとか、税制の見直し等についても検討する必要があるのではないかとということでございます。

8番目の「女性が働きやすい環境整備」につきましては、23 ページ目でございますように、子育て支援サービスの拡充を図るとともに、関係省庁が連携して女性が働きやすい環境整備に取り組む企業の支援、あるいはブランクを埋める女性求職者の支援を行うということでございまして、企業の表彰制度に加え、先ほど来出ております主婦向けのインターンシップ事業等を創設するという指摘がされたところでございます。

主な指摘事項につきましては、先ほども御説明しましたが、保育所についての課題ですとか、フレキシブルな働き方を促進するためのいろんな制度の見直し等についての御指摘があったところでございまして、24 ページ目でございますように、本部会における論点といたしましては、戦後の我が国経済システムを形成してきた新卒、男性、高学歴といった雇用システムから転換し、女性層を主な担い手に位置づけたような、柔軟な雇用システムを構築すべきではないかと。先ほど来出ていますが、そのための職場実習制度、さらには、職場実習を保育所の就労要件とみなすような制度の柔軟化等を図っていくということが重要ではないかという御指摘でございます。

最後、9番目「地域（商店街）」でございますけれども、先ほども御説明させていただきましたが、商店街は地域の高齢者の交流の場など、コミュニティの核としての機能も有しているということで、地域再生事業の拡充を検討するというところでございましたけれども、特に商店街の店主がメンバーチェンジしていく中での若手の人材育成が大切等の指摘もあり、たたき台といたしましては、若者や女性のチャレンジを促す苗床としての商店街が持続的に発展する取り組みに対する支援を強化すべきではないかと。あわせて、地域コミュニティの中核としての支援の強化をすべきではないかという指摘があるところでございます。

「その他“ちいさな企業”に光を当てた中小企業政策の再構築」ということで、先ほども申し上げましたが、各諸制度についての御指摘をいただいているところでございまして、

こういったものについてもさらに分析を進め、制度の見直し等について検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

資料4の未来部会におきますこれまでの論点整理（案）ということで説明をいただきました。これから、これに基づきまして議論を始めたいと思います。

落合委員、よろしく申し上げます。

○落合委員 先ほどから話題になっている金融機関の代表の落合と申します。よろしく申し上げます。

1つだけ補足しておくのは、皆さん方、金融機関はビジネスパートナーなのです。ですから、もっと真剣に選ぶべきだと思います。小出さんが言いましたように、本当に私たちの営業活動の7割ぐらいはお客様支援です。そういう金融機関もあれば、ほとんどそういうことをしない金融機関もあります。今回の支援機関でも申し込んでいるのは、二、三十%でございますから、7割は申し込んでいないわけです。ですから、皆さん方の地域にはオーバーバンキングと言われるぐらいたくさん金融機関がございますから、自分たちのビジネスパートナーをしっかりと見極めないと、安易に来たから取引を始めたみたいなことで金融機関を選択していくと、先ほどのご意見のようになりますので、ビジネスの中でお金というものは大切なので、ビジネスパートナーとしての金融機関選びというものは真剣にすべきだと思います。ここだけはアドバイスさせていただきます。

4ページの中小企業基本法の見直しの中に、規模の区分のところ、規模的な区分というところがあります。旅館業のようにとあるのですけれども、実は今、従業員で一番問題になっているのは、24時間365日サポートしなくてはいけない企業でございます。例えば老人ホームとか、あるいは病院ですとか、こういうところは24時間365日業務運営をするわけですから、通常の企業の考え方でいったら、人数は圧倒的に多くなるわけです。そうすると、単純に考えても3倍ですから、でも、そんなに夜中も同じように働かせませんから、4倍ぐらいになりますから、ここを単純に1人で計算したときには、全く現実と合わない。ですから、老人ホームですとか、あるいは病院ですとか、24時間365日経営をしなくてはいけないところのものはもう一度きちんと見ていかないといけないのではないか。これが1点でございます。

また、8ページの②でございます。先ほどから民間の金融機関の活用と言いながら、現場での支援の中の黒ポツの2つ目に、現存の支援機関ということで、商工会、商工会議所、都道府県支援センター等と明記していますが、民間に負うところが多く、もっと民間を活用しなくてはいけないということならば、ここにもっと民間の金融機関を具体的に入れていくべきだと思います。

18ページ、この流れでは、本部会における取りまとめのところ、ファンドに関することだとか、あるいは劣後ローンに関することだとか、非常に大事な項目が明記されてい

ます。特にこれから TPP の進展に伴い、グローバル化した会計基準が導入されると、時価会計になると予想されます。その場合過少自己資本の中小企業がいい技術を持っていたりいいものを持っていても、過少自己資本が原因で債務超過になると資金調達ができなくなる時代がくるのです。そういうことを考えますと、資本政策というものはすごく重要で、日本においては遅れています。

そのような背景の中で、日本政策金融公庫の資本金劣後ローンの拡充を検討すべきだと書いているのですが、日本政策金融公庫と取引している日本の中小企業がどのくらいあるかといったら、少ないです。日本政策金融公庫の店舗を見ても、それこそ都市部にはありますが、地方には少ないと思われるので、地方の中小企業は対象にならなくなっていく。ここはもっと民間の金融機関がこのような劣後ローンですとか、資本政策がとれるような体制にしていけないといけないのではないかと思います。

最後になります。最初の人に言えなかったので、ちょっとだけ言わせてください。22 ページ、7-3 の4つ目、中小機構が実施している起業支援ファンドの運用の見直し。先ほどの未来補助金もそうですけれども、私、創業支援のときの補助金は必ずしもいいと思っていないのです。なぜならば、ビジネスモデルを組むときに、このお金が必要なのです、これは補助金でもらいますから、返さない事業計画をつくるわけです。これから資金調達をして、だんだん事業規模を大きくしていかなくてはいけないのに、その一番最初の事業計画づくりに返済をしない、利息を払わない資金調達の事業計画を承認していくということは、これからいろんなことをやっていったときに、経営に対する原価意識ですとか販売計画が甘くなるのです。なかなか次の段階で資金調達ができないのだということは、ここにあるのだと思うのです。事業計画にこれだけの資金が必要で、その資金は返しませんという事業計画をつくらせて、これでいいのですねということは、本当にこれから株式会社でやっていく、ちゃんと資金を調達しながらやっていく企業をつくるスタートラインとしては疑問を感じます。

したがって、安易に資金計画をしたり、安易な販売計画をしているのだと思うのです。ですから、10年後に返しますよでもいいと思うのです。あるいは返せないから、半分は資本にしてください。私たち、これは配当で返しますからとか、こうやって資金調達というものは企業が成長していく上で大変重要なことですから、このことを創業期に悩んでいただいたり、あるいはいろんな工夫をして、ファンドを使うとキャッシュフローに余裕が出るのだ、そうすると利益が上がったときに配当を出せばいいんだとか、あるいは劣後ローンではないけれども、そういうものの使い方もあるのだとか、あるいはそうではなくて協力者を募らなくてはいけない。アメリカで言うエンジェルなどは全くそのとおりで、そのことが日本の中小企業の資本政策の遅れに大きく影響してくるわけです。

こういうことを意識させるためにも、事業がうまくいったら返してもらおうスキームを作り、その対価として、もっと補助金の運用を弾力にしてもらおう。なぜならば、今の段階だとこの事業計画で、これはすごくいいのだけれども、お金がこのくらい足りない。でも、

補助金がこれだけだからこれ以上はだめですよといったときに、うまくいかなくなるわけです。私は出すべきだと思います。そのかわり、この分は何年後には返すような計画になっているから、返してくださいといえ、何ら問題ないわけです。これから財源が減るので、出してあげっ放しみたいなことはよく考えるべきではないか。また、慎重に対応すべきではないか。ただ、企業規模によって違いますから、事業計画の中身を見て、これはあげっ放し、これはある程度負担してもらおう、これは資本性にしてあげるかとか、こういうことをいろいろ考えてあげることがすごく重要になるのではないかと考えています。

以上です。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

上西委員、よろしく申し上げます。

○上西委員 税理士の上西でございます。

2点ございます。金融機関様におかれましては、独自の審査とか評価方法を用いるかと思えますけれども、中小企業の研究会でやっておりますものを進めるために、ベースとなります会計というものをきっちりしなくてはいけないわけで、以前にも申し上げたところでございます。この取りまとめの中に事業計画であるとか審査であるとか、個人保証についての見直しなども書かれているわけでありますので、ベースとなるところをきっちりする意味でも、中小企業向けの2つのルールであります、一定の水準を確保している中小会計指針と経営者が使ってみようと思えるような目線で作られております中小会計要領があるわけでありますので、それについての言及がほしいと思います。

とりわけ、「“ちいさな企業”未来部会」におきましては、中小企業会計要領がより適しているという層が多いのではないかと思いますので、そのことについても、ぜひとも言及していただきたいと思っております。

もう一点、2ページの全体像の7のところ、税制として、雇用創出型ベンチャー企業の税額控除の措置があり、この内容につきましても、以前にも意見を申し述べたことがあったかと思いますが、実際の中の22ページの7-3のたたき台のところには、明確に表現が見当たらないと思いますので、雇用創出に伴う税額控除制度についても、ぜひとも、本文のほうで取りまとめに当たっては御検討いただきたいという要望でございます。

以上、2点でございます。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

松崎さん、よろしく申し上げます。

○松崎代理 上西先生に続きまして、税理士の松崎でございます。

12ページの海外展開のところで、1点だけ御意見を言わせていただきたいと思うのです。私、長野で仕事をしておりまして、もう10年ほど前からタイですフィリピン、あるいは中国に出てらっしゃる製造業の中小企業さんが訪問先で結構ございます。これは私が言うよりも金融機関さんの側からのほうが切実なのかなと思うのですが、融資をしていただいて

いる金融機関さんと話をしますと、出てくるいろんな悩みがあるのですが、1つが現地の財務諸表が非常にわかりづらい。さらに、融資を受けて例えば投資をして工場を建てたりとか、あちらでいろいろされているのですが、そちらの融資を順調に返していただけないとかという状況になってきたときに、簡単でいいのだけれども、連結会計みたいな形で、現地の在外子会社と本社のほうと合体させたような財務諸表がほしいというニーズをお聞きすることがございます。

いろいろ成功事例・失敗事例等を発信していただくような流れになってございますが、その中に、ぜひ、国のほうからもそういった中小企業の会計の活用というものが、今、非常にトピックになっていますので、海外展開においても、そういった中小企業会計の重要性、活用というところを入れていただければ、海外展開を目指す企業さんにとっては非常に参考になるかと思っておりますので、ぜひ、お願いしたいと思っております。

以上です。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

宮窪委員、よろしく申し上げます。

○宮窪委員 全国商工会青年部連合会の宮窪です。よろしく申し上げます。

21 ページの7番「若手・女性層による起業・創業の抜本的推進」という項目がある中で、私はまだ青年だと思っているのですが、青年としてこういうことを言っているのかわからないのですが、逆転の発想で、高齢者層の創業等の支援という位置づけの支援策があれば、これはこれで一つ大きな動きになっていくのではないかと考えつきました。約1,400兆とも言われている日本国民の多くのお金というものは、65歳以上の方がほとんど持っているということを知りまして、それは起業する際に、少しサポートがあれば出しやすくなるのではないかと試してみたり、私は田舎に住んでいますが、地域の中で古民家というものが問題になっています。その古民家をどう利用していかうかという部分で、例えば古民家をグループホーム等の形で再利用する中で、そういう高齢者の方々に起業していただいて、そのように古民家を買っていただくなり、そこに住んでいただいてもいいのですが、買っていただいてそういう新しい事業形態を持っていただくような、何か大きなきっかけになるようなものが若手・女性とはまた違う位置づけで、逆転の発想で、高齢者層という位置づけはどうかと思いつきましたので、お話しさせていただきました。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

池内委員、よろしく申し上げます。

○池内委員 知識プラットフォームのところなのですが、一番大事なものはコンテンツが何になるのか。要するに支援をするあるいは伝えるとっているけれども、何が伝わるのかというところの観点を補足させていただきたい。そこがまだ検討されていないかなと思ったので、発言させていただいているのです。

先日、中小企業庁の海外展開支援機関連携協議会というものに、私、日弁連の代表で出させていただきます、これは新事業促進課と国際室でやっていただいたのですが、

思ったのは、非常に刺激的で、非常に魅力的な会議になる可能性があるものだと思います。なぜかという、そこには JETRO がいる、JICA がいる、機構がいる、商工会さんがいる、連合会さんがいる、金融機関さんがいる。それがどうやって支援するかということを議論していくわけです。何が必要かということも議論していく。こういう形でやっていくと非常にハイブリッドなアドバイスができるのではないかと。こういうものは絶対に必要ではないか。

一方で、例えば先ほど言いました支援機関の方の勉強が足りないという御意見もありましたけれども、それはそういうところでやっていけば、正直我々動産とかやっていると、何でこんな財務諸表でお金を貸していたのだという金融機関とか、これはどう考えても落としたいからこのままにしているのだろう、こんな資産性のないものをのせておいて、お金を貸し続けて、後で返せなくなってだまされた、これは重過失だろぐらいの気持ちの貸付の仕方をしてるとか、その辺がどうなっているかわからない部分があるのですけれども、そういったものの意見を正直にぶつけていって、では、どうやっていけばいいのだと、金融機関は貸したいのだと。だけれども、先ほど落合先生が言ったように、きれいな形で落とすと貸せなくなってしまう。だけれども、貸したいのだったらどうすればいいのだとか、そういう話がたくさん出てくるわけです。

やはり変なところに目をつぶって貸す貸し方はおかしいと思いますし、だからといって、きれいにしたら金が借りられなくなってしまうというのはおかしい。では、どういう形にしてどういうことをつくっていくかというのは、そういうところでそれぞれの分野の専門の人たちが集まって議論をしていって、そのテーマということをやっていけばできるのではないかと。ハイブリッドなコンテンツを出していくような仕組みをプラットフォームの中で、あの協議会は海外だけやっていますけれども、中小企業支援協議会という形にしまえばいいのではないかとこのぐらいに思っているのですが、そういった形で中身をどうやってハイブリッドなものにしていくのかという観点を、ぜひひとつ入れていただきたいと思います。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

中川さん、御発言いただきたいと思います。

○中川代理 中村委員の代理で出席しております会計士の中川でございます。

今回、初めて代理で参加させていただきまして、このプラットフォームは非常に素晴らしいものだと思っております。経営者の方々が知識不足のところをいろんな支援機関を利用することによって、力が十分生かされていないところを支援できるということで、非常に素晴らしいと思えました。

あと、ここに行けばいいというワンストップサービスというポリシーがあると思いますが、非常に素晴らしいと思うのですけれども、ちょっと思ったのは、この制度というものがまだよく知られていないのではないかとこのところで、PR のところ、ここにも書いてございますが、ここが非常に力を入れるべきところかと思えました。私も日本公認会計士協

会の仕事をしておりまして、その立場でこういう制度は当然知っているわけでございますけれども、そういう仕事をしていないと、なかなか認知されていないのかなど。会計士の中でも、知らない人間がたくさんいるのではないかと考えておりまして、そういった意味でも、我々会計士協会としてもその辺は会計士の中ではPRしていこうと思っておりますが、一般的なPR、利用者・支援機関双方へのPRをもっと重視していくべきかなと感じております。

もう一点、先ほどの資料3、引当金等の損金算入、ほかの委員の方がおっしゃっていただきましたけれども、会計の重要性といいますか、みずからの状況を正しく知るということは、経営にとって非常に重要なことで、その後の経営活動のフィードバックにつながるわけですが、そのためには、適切な会計、先ほどから出ている中小会計指針とか会計要領、この辺の推進ということもどんどん図っていくべき。その中で適正な会計の推進という観点を大事にすべきというところと、先ほどの引当金の損金算入を認めていただきたいというところ。税金が減れば、適切な会計をするインセンティブが企業には湧きますので、その辺、非常に難しい話かと思っておりますけれども、ぜひ、その辺のところに力を入れていただきたいと思っております。

以上です。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

久禮委員、よろしく申し上げます。

○久禮委員 久禮と申します。よろしく申し上げます。

ページ数でいうと14ページなのですが、主な指摘事項のところの③で、下請企業の教育コスト等を担保する。この等のところに入るかもしれませんが、東京ですと最低賃金が10月から850円になったわけです。そういうことで、上がったけれども、生活保護のレベルがさらにもっと上をいっているという実態があるのです。そういう中で最近見られるのは、下請に対する金額が上がらない中で、逆に働く人のモチベーションが下がるような話が出てきている。今度、税金が上がるということで、そういう点を考えると、労働条件をどこまで入れるかというのはかなり難しい問題があるかと思うのですが、最低限度の労働条件というものも担保することを検討されているようなので、入れていただきたいと思っております。

以上です。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

中川委員、よろしくお願いたします。

○中川委員 知識サポートを提案させていただいた中川なのですが、知識サポートで甘くはしないでください。私も創業してみて、まだ途中なのですが、ただもらえるお金だったら多分ここまでちゃんとやってこられなかったですし、しっかりと返せるお金でやらないと、この国自体もよくなれないと思うので、まず1点、それだけは言っておきたいと思ひまして、ちゃんともらったお金は返すというのが世の中の当たり前ですので、

それはちゃんとやってください。

あと、私も会社をやっている、日本製で海外に行きたいと思っています。JETRO さんの話を聞いたのですけれども、その支援を受けて海外に行かせてもらって、今年で何回かイタリアとかの展示会を出させていただきました。ただ、いろいろ不満があって、海外とかに出していくために、JETRO さんとかにつながるためには、私みたいな中小企業はどうやって会っていけばいいのかということが全然わからないということが1点あります。やはり海外に出ていきたいのです。私も夢がありますし、いずれフランスに店を出したいとか、そんな抽象的な夢ですけれども、そういうものがあります。そのためには、JETRO さんとかに会っていかなくてははいけませんし、その支援を受けていかなくてははいけません。

ただ、今、JETRO さんとかいくと、決まっているフィールドの中で、それにはまっていけないのです。自分が経営的に考えて、こちらに行かないといけないというところがあるではないですか。これをどう説明していいか難しいのですけれども、例えばイタリアのミラノの展示会に出ました。経営を考えたら、ここではないというところがあるではないですか。ただ、それに出っていくためには、団体をつくっていかなくてははいけませんとか、難しいところがあります。その辺のもうちょっとわかりやすく海外に行くシステムというものをつくっていただけると助かります。

また、これはあまり言うてはいけないかもしれないのですけれども、展示会に出ているグループがうち以外はみんな靴が中国製なのです。あれと思ったのです。何でうちだけ日本製の靴をつくっていて、次のは断りました。自力でフランスの展示会に出したいと思って、何でうちの日本製の靴があって、みんな中国製で、国の支援を受けて、しかも会社が下手したら中国にある。日本にただオフィスがあるだけの会社が出ているくらいなのです。それは何だろうと疑問に思って、それは深く探してほしいということがあります。

うちは製造業なので物を売っていかなくてははいけないので、その辺をちょっと考えていただきたいと思います。

話が変わるほうに行ってしまうので、すみません。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

皆さんからいろいろ御意見をいただきました。ちょうど出尽くしたようでございますので、鈴木長官のほうから、一言いただければと思います。

○鈴木長官 大変ありがとうございました。

先ほど、落合さんから非常に元気が出る御意見をいただきまして、ありがとうございます。ぜひ、金融機関さんが皆さん落合さんのところのようになってほしいのです。先ほどの落合さんのお言葉で、もっとちゃんとした金融機関を選べというお話だったと思うのですけれども、大変そうだなと私たちもつくづく感じています。ぜひ、そのような方向で進めたいと思っておりますので、よろしく願います。

宮窪さんから、シニアの関係のお話がありました。今、シニアの方が創業する際には、シニア融資制度というものがあるのですが、実は先ほどおっしゃったように、結構シニア

の方はお金を持ってらっしゃいます。そのお金をどう使っていただくかというところがポイントかなと思っております。エンジェル税制とかいろんな税制をやってみたのですが、必ずしもそのところがうまく結びついていない。シニアの方も、投資をするということだけではなくて、みずから持っている技術でちゃんと働いていこうというフィールド、これをどうつくっていくのか。1つの検討課題と思っておりますので、検討させてください。

先ほど池内さんからも中川さんからも、国際展開についてお話いただきました。次長の富田が国際展開を担当しておりますので、富田からコメントさせていただきます。

○富田次長 すみません、突然振られたので何を言っているかわかりませんが、1つは、先ほど松崎さんのほうからありました、企業会計というものと海外展開というものをしっかり結びつけて考えてほしいというお話でございました。先ほどのハイブリッドということも、基本的には通ずるところがあると思いますけれども、どうも我々、海外展開は海外展開だけでグループを組み、税制は税制で担当課があつて、みんなそれぞれやっていますが、考えてみれば、先ほど御指摘があつたように、会計というものと海外展開、税制あるいは資金調達、全部相関していますので、我々自身も反省を込めて申し上げれば、もっと庁内の横の連携もきちんととりながら、複眼的にハイブリッドな視点で物事をきちんと見ていくようにやっていきたいと思ひました。

どうもありがとうございます。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

まだ、議論もおありかと思いますが、時間の都合でこの辺で議論を終わらせていただきたいと思います。さらに、そのほかコメント等ございましたら、別途事務局までお寄せいただければと存じます。

なお、事務局におかれましては、本日の委員の御指摘を踏まえまして、取りまとめに向けてさらに論点整理を進めていただくように、よろしくお願ひをいたします。

それでは、本日予定しておりました議題は全て終了いたしましたので、事務局にお返ししたいと思います。

○蓮井企画課長 本日は、長時間にわたり大変貴重な御意見を賜りまして、まことにありがとうございます。

まず、事務的な連絡をいたします。今後の未来部会の予定でございますが、資料5のとおりでございます。本日の部会を踏まえまして、法制検討ワーキングで今後、12月の中旬に第5回を開催し、ワーキングとしての取りまとめに向けた方向性を議論したい。その後、1月中旬に第6回の法制検討ワーキンググループで取りまとめをし、1月下旬に恐縮ですが、第5回の未来部会を開催したいと思ひます。ワーキングの取りまとめの報告を受けた上で、部会としての取りまとめということでございますが、場合によっては、さらにもう一回あることも検討したいと考えております。

では、長官。

○鈴木長官 すみません、日程とか今後の政策の関係で、一つ御了解いただきたいところがございます。と申し上げますのも、通常ですと、こういう審議会で全て議論を尽くしていただいて、報告書の形でお取りまとめいただいて、それをもとに私ども予算折衝等も行って、12月末に大体来年度の予算を決め、1月2月で次期通常国会に提出させていただきます法律を検討させていただいて、決定させていただくということで、まずは報告書として合意していただくということが通常のパターンなのですが、今回の場合ですと、例えば野田総理からは11月30日までに経済対策を策定するようにと指示を受けております。また、与野党ともに切れ目ない経済対策ということで、さまざまな対策をこれから打っていくということになろうかと思っております。まことに申しわけなのですが、この審議会で大体こういう方向性だということで御議論をいただいたところについては、私ども最後の取りまとめを少し前倒しするような形で、政策として実行させていただきたいと思っております。

したがいまして、1月2月に最後の取りまとめをいただいたときに、取りまとめの前にこういう対策を実際に打っているということがあろうかと思っておりますけれども、そのところはぜひ御容赦いただきたいと思っております。ただ、運用に当たりましては引き続き御審議賜りたいと思っておりますが、いろんな対策を打つときに、逃してしまうとまた1年間待たなくてはいかぬので、あまり逃したくないという気持ちがございますので、こういう対策に盛り込みたいと思っておりますので、その点は御容赦いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○蓮井企画課長 それでは、以上をもちまして、「中小企業政策審議会」第4回「“ちいさな企業”未来部会」を閉会いたします。

本日は、まことにありがとうございました。